

## 週休2日試行工事に関する運用

週休2日試行工事实施要領（以下「要領」という。）における運用を次のとおり定める。

### 要領2関係（用語の定義）

- 1 要領2－（2）の「工事全体を一時中止している期間」とは、以下の期間も含むものとする。
  - （1）電柱や地中ケーブル等の占用物件の移設工事のみを施工している期間
  - （2）下水道管や上水道管等の敷設工事のみを施工している期間（随意契約を含む）
  - （3）大型クレーン等の特殊機械の現着までに要する期間
  - （4）その他関連工事により当該工事を施工できない期間
- 2 要領2－（3）の「現場管理上必要な作業」とは、以下の作業を指す。
  - （1）災害の発生が予想される場合の予防作業
  - （2）災害発生時の応急作業
  - （3）コンクリート養生など、品質を管理するうえで必要な作業
  - （4）交通誘導警備
  - （5）その他特別な事由により現場管理上、必要と認められる作業

### 要領5関係（経費等の補正）

要領5の「経費等の補正」は、別紙1「週休2日試行工事の経費等の補正について」により、補正を行うものとする。

### 要領6関係（週休2日試行工事实施フロー）

- 1 要領6－（1）－②の「入札公告や特記仕様書」の記載内容は、別紙2「入札公告、特記仕様書の記載について」によるものとする。
- 2 要領6－（2）～（3）において、受発注者間で取り交わす「施工協議簿」は別紙3および別紙4を参照し、協議するものとする。
- 3 要領6－（3）－②の「受注者の責めに帰すことができない事由」とは以下のとおりとし、工期の変更が必要な場合は、受発注者協議により適切な工期の変更を行うものとする。

なお、週休2日の確保を理由とした工期の変更は認めないものとする。

  - （1）工程の条件に変更が生じた場合
  - （2）著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
  - （3）資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
  - （4）その他特別な事由により全体工程に影響が生じた場合
- 4 要領6－（3）－③において受注者が提出する「休日等取得実績調書」は別紙5を参照し、作成するものとする。
- 5 要領6－（4）－②の施行成績評定における評価は、4週8休以上の現場閉所等が確認できた場合にのみ、別紙6「週休2日試行工事における施行成績評定の取扱いについて」により、加点評価するものとする。

#### 要領7 関係（週休2日試行工事の実施における留意事項）

要領7－（5）の「関係書類」とは，受注者の書類作成の負担を考慮し，日報や出勤簿，作業日誌，安全教育・訓練日誌等が考えられる。

#### 要領8 関係（その他）

要領8－（1）の「アンケート調査」は，週休2日の対象工事を受注した全ての元請業者に対し行うものとする。

なお，受注者へのアンケートの依頼は工事完成通知日までに通知し，アンケートの回答期日を工事検査日までとし，施行成績評定とともに契約担当課へ提出するものとする。

#### 附 則

- 1 この運用は，令和5年4月1日から施行する。
- 2 この運用は，令和5年4月1日以降に入札を行う工事から適用する。

## 別紙 1

### 週休 2 日試行工事の経費等の補正について

週休 2 日を実施する工事については、以下の補正係数を各経費に乗じるものとする。

#### 1 土木工事（土木工事標準積算基準書により積算した工事）

土木工事の経費補正は、4 週 8 休以上を前提に、下表の補正係数を労務費等に乗じて補正し、工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所等の実績が週休 2 日（現場閉所等率 28.5%以上）に満たない場合は、請負代金額のうち補正分を減額する。

現場閉所等の 達成状況	4 週 8 休以上
労務費	1.05
機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.06

#### <市場単価補正係数一覧>

下記一覧のうち、北海道建設部単価コード表に掲載されていない市場単価については、土木工事積算システムに対応していないことから、補正係数を乗じた単価を登録単価に計上し積算すること。なお、市場単価の単価補正済み単価の端数処理は、小数点第 3 位切捨て 2 位止めとする。

名 称	区分	補正係数
		4 週 8 休以上
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路附属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03

名 称	区分	補正係数
		4週8休以上
道路植栽工	植樹	1.05
	剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01

#### <下水道（管路）市場単価補正係数一覧>

下記一覧のうち、北海道建設部単価コード表に掲載されていない市場単価については、土木工事積算システムに対応していないことから、補正係数を乗じた単価を登録単価に計上し積算すること。なお、市場単価の単価補正済み単価の端数処理は、小数点第3位切捨て2位止めとする。

名 称	規格・仕様	補正係数
		4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.03
砂基礎工	人力施工	1.05
砂基礎工	機械施工	1.05
砕石基礎工	人力施工	1.05
砕石基礎工	機械施工	1.05
組立マンホール設置工		1.05
小型マンホール工		1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設および 支管取付工	1.02

## 2 営繕工事（公共建築工事積算基準等により積算した工事）

営繕工事の経費補正は、4週8休以上を前提に、下表の補正係数を労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価および物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に乗じて補正し、工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所等の実績が週休2日（現場閉所等率28.5%以上）に満たない場合は、請負代金額のうち補正分を減額して契約変更する。

現場閉所等の 達成状況	4週8休以上
労務費	1.05

### <単価の補正方法>

#### ア 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数を乗じて補正する。

#### イ 市場単価、補正市場単価および物価資料の掲載単価

市場単価、補正市場単価については、表A-2、表E-2および表M-2の補正率を用い、以下の式により補正する。

##### 【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

##### 【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

##### 【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

（参考）

「基準単価」、「基準補正単価」は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）ロ．基準補正単価の表A-1、表E-1および表M-1の「市場単価および補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2および表M-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載単価（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を表A-2、表E-2および表M-2の補正率を用い、以下の式により補正する。

##### 【新営工事の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

##### 【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A-2 建築工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営	改修
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02
屋根およびとい		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外塗装工事	市場単価	1.03	1.15
内外塗装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10
内外塗装工事	物価資料	1.03	1.03
内外塗装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02
植栽および屋上緑化		1.03	1.03

※ 「市場単価」：市場単価および補正市場単価，「物価資料」：物価資料の掲載単価の補正率を示す。なお，記載がない項目は，市場単価，補正市場単価および物価資料の掲載単価に共通の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘 要	4週8休以上	
		新営	改修
配管 工事	電線管，2種金属線ぴ および同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックスおよび 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防水区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03	1.16
	防水区画貫通処理 金属管，丸型用	1.01	1.06
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.03	1.17
配線 工事	600V絶縁電線および 600V絶縁ケーブル	1.03	1.20
接地 工事	（接地極工事） 銅板式，銅覆鋼棒， 接地極埋設票（金属製）	1.03	1.03

表M-2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	4週8休以上	
		新営	改修
保温工事	配管用，ダクト用 および消音内貼	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト，排煙 ダクトおよび低圧 チャンバー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス， 制気口，ダンパー 等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.04	1.25

### 3 港湾工事（港湾土木請負工事積算基準により積算した工事）

港湾工事の経費補正は、4週8休以上を前提に、下表の補正係数を労務費等に乘じて補正し、工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所の実績が週休2日（現場閉所等率 28.5%以上）に満たない場合は、請負代金額のうち補正分を減額して契約変更する。

現場閉所等の 達成状況	4週8休以上
労務費	1.05
機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

港湾工事（漁港を含む）の市場単価は、下表の補正係数を用い、以下の式により補正する。

補正後市場単価＝標準市場単価（施工規模等補正後）×補正係数

なお、市場単価の単価補正済み単価の端数処理は、小数点第3位切捨て2位止めとする。

	工 種	市場単価補正係数
1	底面工	1.04
2	マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.01
3	支保工	1.05
4	足場工	1.03
5	鉄筋工	1.05
6	吊鉄筋工	1.05
7	型枠工	1.04
8	コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.05
	コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.05
9	止水板工	1.05
10	上蓋工	1.05
11	伸縮目地工	1.03
12	係船柱取付	1.05
13	防舷材取付	1.05
14	車止・縁金物取付	1.05
15	係船柱撤去	1.05

	工 種	市場単価補正係数
16	防舷材撤去	1.05
17	車止撤去	1.05
18	電気防食取付	1.05
19	防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05
20	防砂目地板取付工（水中施工）	1.04
21	吸出し防止工（陸上施工・海上施行）	1.04
22	港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.04
23	ペトラタム被覆	1.05
24	現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.05
25	現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.05
26	かき落とし工	1.05
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
28	汚濁防止枠設置・撤去	1.03
29	灯浮標設置・撤去	1.04
30	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.05
31	異形ブロック製作 型枠工	1.05
	異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05

## 別紙 2

### 入札公告，特記仕様書の記載について

#### 【入札公告】

1. 一般競争入札に付する工事の内容

(7) その他

本工事は「週休 2 日試行工事」の対象工事である。

#### 【特記仕様書】

##### 「週休 2 日試行工事」の実施について

本工事は、「週休 2 日試行工事」の対象工事である。試行の実施は，函館市週休 2 日試行工  
事実施要領（令和 5 年 4 月 1 日施行）によるものとする。

実施要領は，函館市ホームページ下記 URL にて確認すること。

URL : <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2023032000020/>

工 事 施 工 協 議 簿

（指示・承諾・協議・確認）

工事名	市道〇〇線 舗装道新設工事	函館市	主任監督員	監督員
		氏名		
受注者名	(株)〇〇〇建設	受注者	現場代理人	主任技術者等
		氏名		
協議年月日	〇年 〇月 〇日			
協 議 事 項	記載者	打合せ内容		
	現場 代理人 〇〇	週休2日の計画工程表を提出します。		
		施工計画時における週休2日確保の確認資料として、休日等取得実績調書を提出します。		
		-----		
		-----		
		-----		
		-----		
		-----		
合 意 事 項	監督員 〇〇	例1)		
		提出資料により、週休2日が確保されていることを確認しました。		
		また、計画工程表の内容が適正（妥当）ですので、この工程に沿って工事を進めてください。		
		なお、施工中に工程変更が必要となった場合は、別途協議します。		
		-----		
		例2)		
		提出資料により、週休2日が確保されていることを確認しました。		
		計画工程表の内容を確認しましたが、極端に偏った現場閉所日となっているため、均衡のとれた閉所日となるよう調整は可能でしょうか？		
・可能であれば、計画工程表の再検討をお願いします。				
・調整が困難であれば、この工程に沿って工事を進めてください。				
なお、施工中に工程変更が必要となった場合は、別途協議します。				
協議簿最終取交し日		年 月 日	協議簿番号	No.

工 事 施 工 協 議 簿

（指示・承諾・協議・確認）

工事名	市道〇〇線 舗装道新設工事	函館市	主任監督員	監督員
		氏名		
受注者名	(株)〇〇〇建設	受注者	現場代理人	主任技術者等
		氏名		
協議年月日	〇年 〇月 〇日			
協 議 事 項	記載者	打合せ内容		
	現場 代理人 〇〇	本工事における現場閉所等の状況が確定したので、報告します。		
		現場閉所等の状況の確認資料として、休日等取得実績調書を提出します。		
合 意 事 項	監督員 〇〇	(4週8休以上の場合)		
		提出資料により、現場閉所等の状況(率)を確認しました。		
		(4週8休未満の場合)		
		提出資料により、現場閉所等の状況(率)を確認しました。		
		4週8休未満のため、本市の週休2日試行工事実施要領に基づき、設計変更の手続きを行います。		
協議簿最終取交し日		年 月 日	協議簿番号	No.



## 別紙6

### 週休2日試行工事における施行成績評定の取扱いについて

発注者は、週休2日による履行が確認できた場合、施行成績評定において加点評価を行うこととする。

週休2日による履行とは、4週8休以上の現場閉所等率が確保された場合をいう。

加点評価は、以下の手順で実施すること。

<施行成績評定における加点項目>

考査項目別運用表 様式-4 K⑤ (主任監督用)

8. その他

措置内容に評価理由「週休2日の確保を行った。」を記載し、プラス1点の加点評価を行う。